

ブロックチェーンが促す分散型経済

連載第3回（2023年1月20日）：
ステーブルコイン規制の概要



資金決済に関する法律等の改正に係る政府令案等が公表

2022年12月、いわゆるステーブルコインにかかる法制度となる改正資金決済に関する法律（以下、「資金決済法」という。）等に政府令案等がパブリックコメントにかけられた。今後パブリックコメント結果が公表され、2023年春ごろには改正法が施行される見通しである。

本稿では改正資金決済法等および政府令案等のうち、ステーブルコインに係る改正の概要を解説する。

なお、文中の法的な解釈を含む意見については、筆者の個人的見解であり、実際のビジネスへの活用に際しては、弁護士等の法律の専門家に確認頂くようあらかじめお断りする。

資金決済法等の改正の概要

今回の改正では大きく以下の3つの制度整備が行われているが、本稿では「1. 電子決済手段取引業に係る制度整備」のうち、いわゆるステーブルコインに係る制度整備について取り上げる。

1. 電子決済手段等取引業に係る制度整備
2. 為替取引分析業に係る制度整備
3. 高額電子移転可能型前払式支払手段に係る規定の整備

1. 「電子決済手段」について

➤ 電子決済手段の種類と発行者

いわゆるステーブルコインは、改正資金決済法上で「電子決済手段」と定義され、以下のような種類がある。

	発行可能な者	改正資金決済法における定義の概略
(1)	銀行等／ 資金移動業者*2	代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として売買可能な財産的価値（デジタルデバイスにデジタルで記録されている通貨建資産に限り、有価証券、電子記録債権、残高譲渡型前払式支払手段及び番号通知型前払式支払手段以外の前払式支払手段等を除く。(2)において同じ。)であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（(3)を除く。）
(2)	銀行等／ 資金移動業者*2	不特定の者を相手方として(1)と相互に交換を行うことができる財産的価値であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（(3)を除く。）
(3)	特定信託会社／ 信託兼営銀行	特定信託受益権⇒次ページ参照
(4) *1		代価の弁済のために不特定の者に対して使用することができ、かつ、不特定の者を相手方として売買可能な財産的価値（デジタルデバイスにデジタルで記録されているものに限る。）であって、電子情報処理組織を用いて移転することができるもの（(1)又は(3)を除く。）のうち、当該代価の弁済のために使用することができる範囲、利用状況その他の事情を勘案して金融庁長官が定めるもの

*1 現時点では金融庁長官が定めるもの（告示）がなく空振り規定 *2 第二種および第三種資金移動業者が発行可能

➤ ステープルコイン（電子決済手段）の発行とは

資金決済法等の改正に係る説明資料等において、電子決済手段の発行及び償還は、為替取引に該当するとされている。

➤ 特定信託受益権と外貨建てステーブルコイン

「特定信託受益権」による外貨建てのステーブルコインの発行が可能であることが明らかとなっている。また、金融商品取引法等の改正により「特定信託受益権」は有価証券の定義より除外されている。

「特定信託受益権」とは、金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができ、デジタルデバイスにデジタルで記録される財産的価値に限る。）であって、受託者が次のように管理するものとされている。

- 円建てで発行される場合 信託財産の全部が預金又は貯金により管理
- 外貨建てで発行される場合 信託財産の全部がその外国通貨に係る外貨預金又は外貨貯金により管理

➤ 特定信託会社と特定資金移動業等

一定要件を満たす特定信託会社（特定信託受益権を発行する信託業法に規定する信託会社および外国信託会社）は、届出（場合により認可も）により特定資金移動業（特定信託為替取引（特定信託受益権の発行による為替取引）のみを行う資金移動業）を営む（＝ステーブルコイン（特定信託受益権）の発行）ことができる。

2. 「電子決済手段等取引業」について

➤ 電子決済取引業者に係る規制の導入

今回の資金決済法等の改正では、電子決済手段の発行者と仲介者を区別し、それぞれに規制が適用されるようになった。電子決済手段の仲介等は「電子決済取引業」として定義され、業として営む場合、当局への登録が必要となる。

ステーブルコインに係る「電子決済手段等取引業」とは、次に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。

- ① 電子決済手段の売買または他の電子決済手段との交換
- ② ①の媒介、取次ぎまたは代理
- ③ 他人のために電子決済手段の管理をすること（信託会社等が信託業法等に基づき行うことも可能）

➤ 発行者特例

一定要件を満たす銀行または資金移動業者は、届出により、その発行する電子決済手段について、電子決済手段等取引業（上記①～③）を行うことができる。

➤ 顧客ステーブルコインの分別管理と信託保全

電子決済手段等取引業者は、顧客のステーブルコインの管理（上記③）を信託会社等（信託銀行含む）への信託の方法により行わなければならない。当局承認を含む一定要件を満たす場合は、自己信託の方法による管理も認められる。

いずれの場合も、顧客のステーブルコインと信託会社等／自社のステーブルコインとは別のウォレットにおいて明確に区分して管理する必要がある。

➤ 海外発行ステーブルコインの取扱い

一定要件を満たす海外発行ステーブルコイン（外国電子決済手段）については取扱い可能だが、外国電子決済手段の債務不履行等時の利用者からの買取及び買取用資産の確保義務が課せられハードルは高い。なお、発行者との契約締結義務については免除されている。

➤ パーミッションレス型ブロックチェーン

資金移動業者（特定信託受益権を発行する信託兼営銀行および特定資金移動業を営む特定信託会社を含む）がパーミッションレス型のブロックチェーンにおいて電子決済手段を発行する場合にあっては、自らが管理しないウォレットに係る電子決済手段の移転及び償還を停止するための態勢を講じる必要がある。

➤ トラベルルール

改正された犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、ステーブルコインの移転の依頼顧客および受取顧客がそれぞれ異なる電子決済手段等取引業者（外国電子決済手段等取引業者含む）を通じて移転が行われる場合に、改正資金決済法に基づく電子決済手段等取引業者は、依頼顧客および受取顧客に係る本人特定事項等を相手方電子決済手段等取引業者に通知する義務を負う。

また、一定の場合、電子決済手段等取引業者は、外国電子決済手段等取引業者の取引時確認を的確に行う体制の整備状況を確認する必要がある。

➤ その他の主な行為規制

電子決済等取引業者に適用される前述以外の主な行為規制は以下のとおり。

- 情報の安全管理
- 委託先に対する指導
- 利用者の保護等に関する措置
- 利用者から金銭等の預託の禁止
- 不適切な電子決済手段の取扱い防止
- 電子決済手段の発行者との契約締結義務
- 紛争解決機関との契約締結義務

ステーブルコインのビジネスへの活用に係る留意事項

- ステーブルコインの発行は、発行の受託が可能な銀行、資金移動業者、特定信託会社等に金銭等とともに発行を委託することで可能
- 利用者からみて既存電子マネーと十分に差別化されなければ、ブロックチェーンベースのステーブルコインの利用を増やすことは困難。パーミッションレス型ブロックチェーンを基盤とするNFT（非代替性トークン）、DeFi（分散型金融）、DAO（分散型自律組織）等との接続をバリューとすることが考えられるが、そこに自社または連携する商品やサービスを用意する必要がある。

KPMGにはファイナンシャルサービスに関連するお客様のフィンテックイノベーションに関する課題のお手伝い、また、お客様のビジネスに影響を与える可能性のある、世界的に重要な発展やトレンドに関する情報の提供に特化したコミュニティが存在します。

KPMGはお客様のフィンテックセクターにおける成長、およびフィンテックセクターの理解をグローバル、地域、国レベルでサポートすることが可能であり、フィンテックに関する多様なトピックの研修も提供が可能です。さらにKPMGはフィンテックにおける世界的なトレンドと発展の特定、評価、そしてKPMGのグローバルパートナーであるアクセラレーターを通じた新たなフィンテックベンチャー企業との関係構築をお手伝いする事も可能です。

KPMGとフィンテック関連トピックに関するディスカッションをご希望の際は、下記フィンテック担当者まで、または通常のKPMG担当者までお問合せください。

home.kpmg/jp/fintech



KPMGジャパン「KPMG Japan Fintech Community」サイトオープン

国内外でフィンテックの取組みが盛り上がる中、オープンイノベーションによる新しい技術の活用やビジネス推進の重要性が増していることから、KPMGジャパンは、金融機関およびフィンテック関連事業者の皆様を対象に、最新動向に関する情報配信と、ソリューション発掘およびネットワークの機会を提供することを目的として、「KPMG Japan Fintech Community」サイトをオープンしました。

URL: <https://fintech.smartcore.jp/>

有限責任 あずさ監査法人

金融統轄事業部 金融アドバイザー事業部

ディレクター 保木 健次

E: kenji.hoki@jp.kpmg.com

home.kpmg/jp/fintech

本稿で紹介するサービスは、公認会計士法、独立性規則及び利益相反等の観点から、提供できる企業や提供できる業務の範囲等に一定の制限がかかる場合があります。詳しくは有限責任 あずさ監査法人までお問い合わせください。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供しよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.